
プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 490 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 490 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 7 日開催）で議論された第 1 号電子決済手段の発行及び保有に関する会計処理に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析について聞かれた意見

2. 事務局の分析に同意する。
3. 第 1 号電子決済手段については、法定通貨ではないものの、送金小切手等の通貨代用証券と似ていると感じている。今後の表示や注記を検討していく際も、類似の性質をもつ既存の資産と比較しながら検討していくのが良いと考える。
4. 今回の実務対応報告で取り扱う範囲については、資金決済上の電子決済手段であると理解しているが、資金決済法上の電子決済手段は、海外におけるいわゆる法定通貨担保型のステーブルコインと同一ではないと理解している。そのため、海外のステーブルコインの会計処理が今回の基準開発に含まれていないという点が明確になるように示していく方が関係者に誤解を生じさせないと考える。

以 上